

# 債権者説明会 資料

丸和商事株式会社

代表取締役 藤 澤 勝

## 【式次第】

1. 開会の辞・出席者紹介
2. 代表取締役挨拶
3. 民事再生手続申立てに至る経緯
4. 民事再生手続について
5. 一般商取引債権の取扱いについて
6. 利息返還金債権の取扱いについて
7. 監督委員挨拶
8. 質疑応答
9. 閉会の辞

## 【申立代理人】

〒104-0031

東京都中央区京橋1丁目2番5号 京橋TDビル8階

奥野総合法律事務所

弁 護 士	藤	田	浩	司	弁 護 士	内	海	雅	秀
弁 護 士	城	處	琢	也	弁 護 士	小	池	良	輔
弁 護 士	鹿	田	順	平	弁 護 士	大	水	英	智
弁 護 士	前	田	后	穂					

## 【監督委員】

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-8-5 新宿御苑室町ビル5階

三宅・今井・池田法律事務所

弁 護 士 池 田 靖

## 【監督委員補助者】

三宅・今井・池田法律事務所

弁 護 士	矢	嶋	高	慶	弁 護 士	網	島	正	人
弁 護 士	小	田	切	豪	弁 護 士	市	川	浩	行
弁 護 士	安		隆	之					

## ■お問い合わせ先

再生手続コールセンター 0120-256-925

受付時間 月～金（祝祭日は除く） 午前9時～午後6時

## 1. 申立会社の概要

- ① 名称 丸和商事株式会社
- ② 本店所在地 静岡県掛川市駅前1番地の9
- ③ 代表取締役 藤澤勝
- ④ 設立年月日 昭和31年2月1日
- ⑤ 資本金の額 10億105万7000円
- ⑥ 負債総額 約336億円(平成22年3月末決算)
- ⑦ 従業員数 117名(パートを含む。平成23年3月末日現在)
- ⑧ 事業内容 貸金業等
- ⑨ 最近3年間の財政状態及び経営成績

決算期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
総資産	51,406百万円	42,422百万円	35,867百万円
総負債	49,309百万円	40,295百万円	33,605百万円
純資産	2,096百万円	2,127百万円	2,262百万円
営業収益	10,136百万円	7,310百万円	5,278百万円
営業利益	323百万円	804百万円	228百万円
経常利益	358百万円	826百万円	262百万円
当期純利益	189百万円	70百万円	150百万円

## 2. 申立てに至る経緯

弊社は、昭和31年2月1日に商店向けの小口金融を業とする会社として設立され、昭和52年以降は個人消費者向けの融資を主たる事業として業績を伸ばして参りました。しかしながら、旧貸金業法第43条のみなし弁済の要件を厳格に解する平成18年1月の最高裁判決を契機として、利息制限法所定利率を超過した利息の返還を求める利息返還金返還請求が増加したことから、弊社の利益は大きく圧迫されることとなりました。特に、近年、複数の同業他社が民事再生手続、会社更生手続を申し立てたことを契機に、弊社に対しても利息返還金返還請求が急激に増加しました。

弊社は、これらの事業環境の急激な変化に対応するため、平成21年6月頃から新規貸付けを抑制し、また、店舗数(有人及び無人)を段階的に統廃合して縮小したほか、従業員数削減等による人件費抑制や、所有不動産の売却など、経営の効率化を進めてきました。しかしながら、これらの経営合理化のための施策によっても、営業貸付債権の減少に伴う利息収入の減少や、利息返還金返還請求のさらなる増加により、このままでは近い将来、事業継続に著しい支障が生じる状況となりました。

そのため弊社は、誠に遺憾ながら、やむなく、今般、民事再生手続開始の申立てを行い、裁判所及び監督委員の監督の下での事業再生へと踏み切るに至った次第です。

## 3. 民事再生手続について

民事再生手続とは、経済的苦境に陥った会社について、裁判所の監督の下に、事業を継続しながら再建を図る手続です。

弊社は、平成23年4月8日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行いました。同申立ては受理され、同裁判所より債務の弁済禁止の保全処分命令及び債権者による強制執行等を包括的に禁止することを内容とする命令が発令されるとともに、監督委員が選任され、監督委員による監督が命じられました。

本民事再生手続のスケジュールについては、概ね以下のように想定しております。

(1) 再生手続開始決定

裁判所は、再生手続の開始原因が存在し、かつ、申立棄却事由がないと判断した場合には、民事再生手続の開始を決定します。

(2) 債権調査・財産評定

再生手続開始決定後は、債権調査手続によって、再生債権の金額などを確定します。

また、再生計画案の策定に向けて、弊社の資産についての財産評定を行います。

(3) 再生計画案の立案（平成 23 年夏頃以降）

弊社の資産・負債が確定された後、再生計画案を作成し、裁判所に提出します。再生債権者の皆様に対しては、この再生計画案において、弁済の時期及び金額（弁済率）などをご提示することとなります。

(4) 再生計画案の認可（平成 23 年秋頃以降）

再生計画案の提出後、再生計画案が可決され、裁判所により再生計画が認可されると、弊社は再生計画の内容を遂行することとなります。

※ 会社更生手続・破産手続との違い

会社更生手続では、債権者は債権届出期間内に債権届出を行わないと失権してしまいますが、民事再生手続では、法定の債権届出期間内に債権届出が行われなかったとしても、弊社が把握している債権は再生債権として自認しますので、再生計画に従った弁済を受ける権利は失われません。

また、民事再生手続では、破産手続と異なり事業は停止されません。特に本件では、スルガ銀行の支援を受けて従来どおり消費者金融業を継続致しますので、弊社の事業価値、資産価値等の劣化が防止され、債権者の皆様への配当額においても破産手続と比べて有利となります。

4. 一般商取引債権の取扱いについて

(1) 平成 23 年 4 月 7 日までの原因に基づいて生じた債務の弁済について

本件申立てを受け、東京地方裁判所より弁済禁止の保全処分命令が発令されております。従いまして、弊社は、平成 23 年 4 月 7 日までの原因に基づいて生じた債務につきましては、原則として再生計画案によることなく弁済することはできません。

なお、例外的に、賃料・水道光熱費・通信の費用等につきましては、随時お支払いすることを認められております。

(2) 平成 23 年 4 月 8 日以後の原因に基づいて生じた債務の弁済について

平成 23 年 4 月 8 日以後の原因に基づいて生じた債務については、共益債権化の承認を取りますので、法律上、随時お支払いすることが認められます。従いまして、平成 23 年 4 月 8 日以後のお取引に基づいて発生した債務につきましては随時お支払いさせていただきます。

5. 利息返還金返還請求権の取扱いについて

(1) 引き直し計算の実施

今回の手続においては、弊社において、利息制限法所定の利率に基づく厳格な引き直し計算を実施し、お客様の利息返還金返還請求権の有無及び金額の把握を進めております。したがって、債権届出のなかった利息返還金債権者様についても、全て弊社にて再生債権として自認し、再生計画案による弁済の対象として取り扱うことを予定しております。

以上の次第ですので、利息返還金債権者様につきましては、本再生手続において再生債権者として議決権の行使を希望される場合（再生計画案についての賛否の表明を希望される場合）でない限り、債権届出を行っていただく必要はございません（債権届出のなかった利息返還金債権者様に対する再生計画に基づく弁済の方法については、再生計画案の認可後、改めて弊社ホームページにてお知らせ致します）。

なお、引き直し計算の方法につきましては、基本的に最高裁判例等に準拠した、利息返還金債権者の皆様

の利益に最大限配慮した計算方法を用いております。

詳細については、弊社ホームページ掲載「民事再生手続開始申立てに関するFAQ」の末尾をご参照いただければと存じます。

(2) 再生債権届出書の送付について

引き直し計算の結果、利息返還金返還請求権の発生が認められたお客様に対しては、再生手続開始決定後、裁判所から開始決定通知書及び債権届出書が郵送される予定です。利息返還金返還請求権の金額は、現在計算中であり、裁判所から送付される債権届出書に計算結果が記入されて届けられるという形で、利息返還金債権者の皆様にお知らせする予定です。

(3) 既に請求いただいていた利息返還金返還請求権について

裁判所より発令された弁済禁止の保全処分命令によって、利息返還金返還請求に対する弁済は禁止されております（判決や和解により確定しているものも同様です。）。また、民事再生手続開始決定後は、利息返還金返還請求権は再生債権として扱われ、再生計画に従って弁済されることとなります。

また、既に提起されている利息返還金返還請求訴訟は、再生手続開始決定が下された場合には中断されません。

## 6. 現在お取引中又はお取引終了後のお客様について

引き直し計算の結果、現在お取引中のお客様について、残元金が減少したり、利息返還金返還請求権が発生したりする可能性があります。また、過去にお取引のあったお客様についても、利息返還金返還請求権が発生する可能性があります。

引き直し計算によって残元金が減少したお客様に対しては、残元金を弊社ATMにて表示させて頂く、あるいは、お客様からのお問い合わせに対して再生手続コールセンターにてご案内するなどの対応をさせていただきます。

利息返還金返還請求権が発生する場合の金額は、現在計算中であり、裁判所から送付される債権届出書に計算結果が記入されて届けられるという形で、利息返還金債権者の皆様にお知らせする予定です。

## 7. 今後の方針について

弊社の事業再生にあたっては、スルガ銀行株式会社から支援のご意向を表明いただいております。今後は同行の支援を得て、債権者の皆様への弁済を極大化できるよう、全社一丸となって努力を致す所存です。

お客様への融資業務につきましては、今後も従来と変わらず継続致します。

弊社は、消費者金融業者として引き続き皆様のニーズに応じて参りますので、変わらぬご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

以上